様式第1号の2-9（第5条関係）

本様式を1品につき1枚、太枠内に記入もしくは該当する区分に○を記載し、提出して下さい。

|  |
| --- |
| 地場産品基準 |
| セット | 1号：一宮市内において生産されたもの。2号：提案品の原材料（一次産品）の内、主要な（半分を一定程度以上上回る）部分が一宮市内で生産されたものを使用し、製造・加工されたもの。３号:一宮市内において当該製品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているもの。３号イ（熟成肉）:愛知県内において生産された食肉を原材料として、一宮市内において熟成することにより、半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているもの。３号イ（精米）:愛知県内において生産された玄米を原材料として、一宮市内において精米することにより、半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているもの。３号ロ（企画立案その他実質的な変更を加える加工または製造に該当しない場合）:一宮市内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が一宮市内で生じている旨の証明書（様式任意）を提出できるもの。4号：一宮市内において生産された一次産品で、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）5号：一宮市の広報の目的で生産された一宮市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から一宮市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。6号：1号～5号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。7号：一宮市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるもの。７号の２（宿泊）:一宮市内に所在する宿泊施設であって、愛知県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、愛知県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務。７号の３イ五万以下（宿泊）:一宮市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、７号の２に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。のいずれかに該当する返礼品を組み合わせて提供するもの。いずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること |
| 返礼品情報 | 事業者名 |  |
| セット名（32字以内） | フリガナ |
|  |
| 商品またはセットの価格（）内は送料、梱包料、消費税を含む一宮市からの支払額 |  | 3,000円相当(3,500円支払い) |  | 4,500円相当(5,000円支払い) |
|  | 6,000円相当(6,500円支払い) |  | 7,500円相当(8,000円支払い) |
|  | 9,000円相当(9,500円支払い) |  | 10,500円相当(11,000円支払い) |
|  | 12,000円相当(12,500円支払い) |  | 13,500円相当(14,000円支払い) |
|  | 15,000円相当(15,500円支払い) |  |
|  | 15,001円以上「商品の小売価格(税込み)（　　　　　）円」 |
| 商品の内容・内訳（品名･規格･数量･単位等） |  |
| 商品の簡単な説明・ＰＲ（200字以内） |  |
| 発送可能期間 |  | 年間を通じて提供可能 |  | 月から 月まで |
| 発送可能数 |  | 制限は特になし |  | １年度につき 個まで |
| 消費（賞味）期限 |  | （約）　　　日 |  | 消費（賞味）期限は特になし |
| 発送方法 |  | 常温 |  | 冷蔵 |  | 冷凍 |
| 発送時期(受注後) |  | 7日以内 |  | 14日以内 |  | 1か月以内 |  | (　　　)以内 |
| 発送不能地域 |  |
| アレルギー表示 |  |
| 地場産品基準情報 |  | セットに含まれる品、すべて1品ずつ、該当の様式第1号の2の「品名」と「地場産品基準情報」欄を記載し、提出してください。 |
| 特記事項 |  |

※本申込内容の虚偽等を起因として、一宮市がふるさと納税制度の指定を外された場合、一宮市は申込者に対し、法的措置をとる可能性があります。